

議 会 改 革 特 別 委 員 会 議 録

〔平成21年 5月11日開催〕

南 あ わ じ 市 議 会

議 会 改 革 特 別 委 員 会

日 時 平成21年 5月11日
午後10時00分 開会
午後 2時30分 閉会
場 所 南あわじ市議会 委員会室

出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（9名）

委 員	長	福 原 美 千 代
副 委 員	長	吉 田 良 子
委 員		出 田 裕 重
委 員		登 里 伸 一
委 員		小 島 一
委 員		砂 田 杲 洋
委 員		中 村 三 千 雄
委 員		蓮 池 洋 美
委 員		沖 弘 行
議 長		森 田 宏 昭

欠席委員 なし

委員外議員（1名）

議会広報広聴特別委員長	蛭 子 智 彦
-------------	---------

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	湊 本 幸 男
次 長	前 田 和 義
課 長	阿 閉 裕 美
書 記	川 添 卓 也

. 会議に付した事件

1 . 議会運営について.....	3
2 . 市民参加について.....	2 5
3 . 管外調査.....	3 2
4 . その他.....	3 3

. 会議録

議会改革特別委員会

平成21年 5月11日(月)
(開会 午後10時00分)
(閉会 午後 2時30分)

福原美千代委員長 おはようございます。

ゴールデンウィークも明けて、暑さも増してきましたけど、ゴールデンウィーク中は1000円人気の高速代で淡路では68kmの渋滞とか、新型インフルエンザの問題とかもいろいろありました。

南あわじ市におきましては、このゴールデンウィークが過ぎ、夏本番の八木の季節になってまいりましたが、昨日も八木の催しがあったようでございます。

またこの議会改革におきましては、栗山町におきまして議会サポーター制度が導入されたと聞きます。

また私たちの議会改革におきましては、6月の中間報告に向けて、今日も皆さんの意見を聞きたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは今日の次第に則りまして、議会運営について、市民参加について、管外調査について、その他を今日は検討していきたいと思っております。

議会運営のまとめはここに資料に配っていただいております。それとスケジュールも検討しながら皆さんでよろしく申し上げます。

議会運営につきましては、今日は方向付け、4月の7日に委員長さんにお出でいただいて、いろいろ意見を聞いております。そのまとめをここに載せていただいておりますので、これに対しての方向付けなどを検討していただけたらと思っております。

事務局から説明をお願いできますか。

議会事務局長(淵本幸男) おはようございます。

それではまず次第の1点目の議会運営についてということで、委員長からもお話がありましたように、4月7日に委員外議員として各常任委員長さん、そして議運の委員長さん、特別委員会の委員長さん方に出席いただいて、この議会運営についての主だったそれぞれこの会でこれらについて、委員長さんの意見を聞いてそれを参考にしていってらということもあって、主にはそれぞれの項目ごとに意見をいただいたところでございます。

それで、その意見につきましてはこのお配りしております検討内容のまとめということで、直接的にはそれぞれの委員長さんの意見は記載しておりませんが、大方の皆さん方で意見を出していただいたようなことが、それぞれの委員長さんからも出されたというように思っております。

それで、それぞれのまとめとして、項目ごとに方向付けをお願いしたいのですが、4月

7日の部分で若干それぞれ出たことをまず説明させていただきたいように思います。

まず、説明員の範囲という部分でございます。これは本会議場における説明員の関係でございます。これについては、ここに6点ばかり書いてありますが、それぞれの委員長からは特に意見はございませんでした。皆様方から以前から出ている意見、これについては以前、説明させていただいたところです。

次に常任委員、議会運営委員の任期についてという部分についてです。これについては、ほとんどの委員長さんについては、2番目に挙がっているように委員会の任期は2年が適当でないかと。ただし、正副委員長の任期は1年でもいいのではないかと。こういうような方向であったかと思えます。その中で、正副委員長の任期は1年であるが、再選を妨げないという意見も出たかと思えます。

それで、ここは常任委員、議会運営委員の任期ということでございますので、特に常任委員会についてはそういうことであると、いうことだったかと思えます。それで特別委員の部分では広報広聴については1年が適当でないかと。これについては、全議員が広報委員として任期の間に1回は広報委員になっていただいて、いろいろとやっていただくほうがいいのではないかという意見があったかと思えます。

そういうことで、常任委員会については、先ほどのような任期が2年、正副委員長の任期は1年というようなことであったかと思えます。

次に、2ページ目でございますが、特別委員会の設置のあり方についてでございます。特にここで以前から議論されておりました、総合防災対策調査特別委員会でございます。この部分につきましては、特別委員長の意見としては、今期の部分でございますが、いろんな意見がある中で、議員協議会の意見を集約した段階で、この特別委員会については残すという結果であったというようなことの経過説明的な部分があったかと思えます。

特別委員会ですので、常任化していないかという部分について、そこらへんの分があるんで、方向付けとしては年3回程度の特別委員会の開催をもって、特に必要な部分について行っていきたいという意見だったかと思えます。

それと、予算決算特別委員会のあり方でございます。この部分につきましては、特に4月4日、7日については、意見がなかったように思います。今まで委員さん方がそれぞれ意見を出していただいた、この4点ばかりの意見であるかなと思えます。

次に3ページでございますが、調査の進め方についてということでございます。この部分では特に閉会中の所管事務調査のあり方ということで、いろいろと意見が出たのかなというように思います。特に4月の7日のそれぞれの委員長からの発言については、1つはこの議会の予算についても多少出たかと思えます。二元代表制としてこの議会の運営の予算については非常に重要なものであるということで、それらの部分については鋭意、正副議長なりで協議をするなかで議会運営の経費を、特に所管事務調査の予算については、それぞれ十分に協議をしていく必要があるのではないかという意見が出たかと思えます。

それと、それぞれの開催の時間であったり、所管事務調査の取り扱いについては、それぞれの委員長に任せておけばいいのではないかと、制約的なもの押し付け的なものは必要でないということが意見として出されたのかと思っております。

それと、委員会の中からは所管事務調査の部分ではやはり掘り下げてそれぞれの項目の中で重点的な項目を選んだ中で、それを深く調査していくのが本来の閉会中の所管事務調査でないかという意見が出されたのかなと思います。

それと、委員会の説明員の出席のあり方でございます。この部分につきましては、議案によって他の部署からの説明員を必要とするということもあるというような意見が出されたと思います。それで取り扱いについては、それぞれの委員長の方で、判断をしていけばいいのではないかとということで、特に恒常的にどうこうということでない。時によってはそういう委員長の判断をもって、それぞれの他の部署の説明員を必要とする場合は、その取り扱いで行えばいいのではないかという意見であったかと思っております。

4ページでございますが、行政視察のあり方、特にその中で、視察等報告書についてということでございます。これについては、4月7日の意見では、これはそれぞれの委員会のまとめにというような中でその代表である委員長がその視察の報告をまとめていけばいいのではないかとということがあったかと思っております。

あとの部分については、4月7日の各委員長からの意見はなかったかと思っております。それぞれ皆さん方のほうで出していただいた分については、ここに記載しているとおりであるかなと思います。

あと5ページもそうありますが、議会役員の選出方法についても各それぞれの委員長からの意見はなかったように思います。皆さん方から出た意見、それぞれを記載させていただいております。

そんなことで簡単ですが、4月7日のそれぞれの委員長の意見につきまして、説明させていただきました。

よろしくお願い申し上げます。

福原美千代委員長 事務局からの説明が終わりました。

項目について皆さんからの意見を。

議会事務局長。

議会事務局長（淵本幸男） それと申し付け加えさせていただきたいのですが、全般的な部分で特に広報広聴特別委員長からそれぞれその広報広聴特別委員会でもいろんな広報広聴の中で改善策を検討しております。

そんな中でそれらについて、検討したものをこの改革委員会へ出させていただいて、それを改革委員会で検討いただけないかというような申し出もあったかなと思います。

それはそれでいいんじゃないかなとあったかと思っておりますので、それを付け加えさせてい

ただきます。よろしく申し上げます。

福原美千代委員長 何かございませんか。

事務局よりの説明もありましたので、それぞれの検討項目ごとに進めさせていただきます。

最初に説明員の範囲について、皆さんからのご意見をいただきたいと思います。

何かございませんか。

6月に向けて報告をしないといけないので、このまとめでいいか検討していただいて、またほかに付け加えることがあればまた。

吉田副委員長。

吉田良子副委員長 説明員の範囲で検討内容のまとめというのは つけてある最後の欄では5項目ではするというふうに決定事項というような、決定というような委員会としての考え方が出ているように思うのですが、最後の自治法の規定どおりとし、というのはどのようにするか、というのは疑問文になっていると思うのですが、これについて、話をつめていく必要があるのではないかと思うのですが。

結論が出ない場合は、出ないというかたちで報告するとかしないと、問題提起だけではだめではないかと思うのですが。

ちょっと事務局からこの件についての説明を再度お願いしたいのですが。

福原美千代委員長 事務局よろしいでしょうか。

議会事務局長（淵本幸男） この方向付けという部分の中でただいま吉田副委員長から言われた6点目の部分については、これは方向付けができていないように思います。

それで、問題提起ということであったかなと思っております。現状としましては、地方自治法の規定にのっとってまずは議長から執行部、執行部というのは市長部局、あるいは各行政委員会の委員長へ説明員の出席を求めるということでございます。

それでそれぞれの市長あるいは行政委員会からはご本人が出席する場合がありますし、それを委任を受けた、ここにも規定等の抜粋が載っておりますが、委任または囑託のものをもって出席をさすというような回答的なことが議長あてに出てくるというようなことでございます。

それでこれは現状としては、ご承知のとおり、市長部局の部分であれば4回の定例会で若干決算とか予算というような議会のときと、若干は異なるんですが、原則的には市の3役なり、各部長が出席しているというようなことであります。

それで行政委員会の関係につきましては、教育委員会は教育長あるいは部長ですが、それ以外の行政委員会につきましては、事務局が出席しているというようなところでござ

います。

それをいろいろとこのたび3月議会の一般質問であったんですが、それを委任あるいは囑託を受けているという部分で議会としてどういう対応ができたのかなあというような部分があるわけなんです。最終的にはそれぞれの行政委員会の市長部局、市長のほうへ長に対して出席要求をするというところをごさいますて、それ以外の部分について出席を求めるといふ部分については、あくまで委任囑託を受けているという理解のうえで、対応していかないといけないというふうなことがありますので、そこらへんが事前の協議なりそんな部分が必要になってくると。

そうでなければなかなか議会のほうで思っている出席者が現れてこないというふうなことがあるかと思ひますので、そこらへんの部分を問題提起された中で検討していく必要があると思ひます。

現状としては以上のようなことをごさいますた。

福原美千代委員長 吉田副委員長。

吉田良子副委員長 今の事務局の説明で、検討内容意見まとめの一番初めのこと、事務局が前向きな意見を述べていることに関わっている話でないかと思ひますが、やはり先日の3月議会のような場面であれば、やはり委員長は出席して委員長としての見解を述べるというのがやはり基本でないかと思ひるので、やはり事務局は事務局の考えの違いがあると思ひるので、出席しないことが慣例になっているというところをはっきり議会としては態度を表したほうがよいのではないかと思ひますが。

福原美千代委員長 蓮池委員。

蓮池洋美委員 局長の話では市長部局に出席を求めると。そこから行政委員会についてはそれぞれそういうふうな委任を受けて出てくるんやぞ、ということになつとるさかい、というような仕組みになつとることなんやけども、現実、その行政委員会で以前からこの問題が出てくるというの、事務局のものが委任を受けて出てくることはなんら問題がない。ただ、答弁の内容によっては結果を報告するための答弁であつたら事務局でええと思ひんよ。それを建設的な意見を聞くときに、特に教育委員会の問題については、教育長があまりにも建設的な前向きな答弁をされる場合がよくあるわけやな。現実、事務局の代表なのか委員会の本来、委員会の委員であるさかい、その内容については、協議をされて前向きな答弁が出てくると思ひますが、そこらのところに若干疑問を感じるわけやな。

そやさかい、いわゆるその出席を建設的な意見を議員が聞きたいときは出席要求を求めて、それによって必ず出席してもらえんやと。そういうふうな確約を作つておいたらそれ

でいいのと違うかなと思うねけどな。それをここでもうとといたら。

福原美千代委員長 議会事務局長。

議会事務局長（淵本幸男） 文書でそれぞれの行政委員会の委員長あて市長あてというように出席要求、これは地方自治法にのっとってやっておるということで、これはそのとおりになるかと思うのですが。あと、誰を出席していただきたいという部分で、文書だけでなしに、その事前のひとつはそれを慣例にすべきなのか、そこらへんの部分もあると思うのですが、事前の協議、そんなのが必要でないのかなと思います。

そうでなければ、今までの形で議長からだれそれを説明員にというのはなかなか難しい部分があるので、委員長あてに当然、委員長に出席いただく意味のなかで文書は出しておるんですが、地方自治法の部分で委任または囑託をさせて出席するというのが今の慣例になっていますんで、そこらの部分を十分、事前の協議が必要ではないかなと思います。

福原美千代委員長 蓮池委員。

蓮池洋美委員 そやからそれはそういう位置づけをしておいて、文書化しておいたらまとまるんじゃないか。

福原美千代委員長 小島委員。

小島 一委員 これは資料のなかの121条にもちゃんと書いてあるんやからね。求められたときは出席をしなくてはならないということが書いてあるんやから、改めて文書化しなくても、これを厳格に尊重していけば、出席せないかんと思うねんけどな。

福原美千代委員長 登里委員。

登里伸一委員 これを厳格にお願いしていくと、出席を求めると経費的にだいびいるんじゃないかな。

福原美千代委員長 議会事務局長。

議会事務局長（淵本幸男） 地方自治法の監査委員その他、法律に基づく委員会の代表者または委員、ならびに委員または囑託を受けたものは議長から出席を求められたときは出席しなければならない。この部分につきましては、必ず委員長が出席するんです

よという解釈ではないと思うのです。委員長が誰かに委任をすると、委任したものを出席させると、それでも結構やということの理解やと思うんです。

仮に、委員長が出席しましたよといった場合に、委員長が経費的な部分というのは、委員長が例えば報酬が年額やったり、月額であったりという場合については、その出ていただいたという部分については、日当的なものはないかと思います。

これが例えば、慣例化して4回の定例会で出席するといった場合はそれらはあまり、報酬の中で想定はされていないということがあるんで、もしそういうことになれば、その報酬的な部分とか、そういうものを議会のほうでいう部分でないのですが、その報酬額について検討するということが出てくるのではないかと思います。

今の段階では日当的なものはでないのかなあとと思います。費用弁償的な部分だけであるのかなあとと思います。

福原美千代委員長 登里委員。

登里伸一委員 この項目の中で2番目の議会で出席者範囲を検討するというのは必要だろうと思うんですね。運用のほうでこれはどこでどうするかというを決めましょうし、9月議会の件と、4番目の一般質問の件はやっぱり明記すべきでないかと思うのですが、たまたま先ほどの小島委員がおっしゃっていたように、自治法の121条を厳格に運営したらこんなことも書かなくてもいいように思いますし、その辺がちょっと悩むところでございますが、時間的な調整をしたうえで、ということに関してはこれは出さなくていいように思います。

あと、6番目と1番目については、わざわざ明記することではないように思っています。

福原美千代委員長 小島委員。

小島 一委員 局長の説明だったら、委員長本人でなくても委任・嘱託を受けたものでいいやという説明であったんやけど。どこにもそんなこと書いてないんよ。

それで、委任と嘱託の違いというのは局長に聞きたいのやけど。

福原美千代委員長 議会事務局長。

議会事務局長（淵本幸男） この委任と嘱託がどない違うのかという部分ですが、その解釈というのはあまり勉強してないのですが、現実はその事務局の局長をもって委任または嘱託を受けたものという理解の中で出席しているのかなあとと思うわけなんですけど、この文言自体、用語の委任と嘱託ということについては、深くは確認をしております。

福原美千代委員長 議会事務局課長。

議会事務局課長（阿閉裕美） 議員必携に委任と囑託ということで書かれています。ちょっと読んでみますので。

委任とは執行機関がその部下の職員に対して出席を命ずる場合をいい、囑託とは、通常、部下職員以外の職員に対するものと解されており、純然たる部外の者は含まないと解されている。昭和33年3月31日行政実例ということで、そういう説明が議員必携でされております。

福原美千代委員長 小島委員。

小島 一委員 今までの見ていたらほとんどこれ、部下というか局長といったら委員長の部下になると思うんやけどな、囑託の範囲で出てきている人というのはあんまりないと思うんやけど。

これ、あくまでどっちにしたって、その委任や囑託を受けたものの発言としては委員長の発言とイコールというふうに考えていいのですか。

福原美千代委員長 議会事務局課長。

議会事務局課長（阿閉裕美） 解説では一応、委任、囑託を受けたものの発言というのは行政委員会の長としての発言として記載されています。

福原美千代委員長 小島委員。

小島 一委員 ほやから要するに局長というか、そういう事務局方が答弁したことをイコール委員長の発言と、責任はあくまで委員長になるというふうに解釈して、当然、指名で委員長さん出席してくださいよということを議長が要請して、でれませんので代わりに事務局長やりますわというときには、事務局長が自分で判断して委員長としての発言を求められたら、私ではわかりませんという発言はできないわけやな。

そこら理解しておいたら別にどないしても出れないときは、そうゆうふうに解釈せざるをえないのかなと思います。

福原美千代委員長 沖委員。

沖 弘行委員 例えば、これまでよその議会へ視察へ行ったときに議場を見せてもら

ったら、そのときに監査委員の席がきちっとある議会もありました。そんなことで、旧町当時なんですが、時の監査委員さんは私に要請があればいつでも出させていただきますというような話もしておりました。

そんなことで、出てきておるいろんな委員の方、囑託の方にしても、そういう気持ちでその任に就いている方もおるんでないかと思うのです。

せっかく自治法とか運営基準でこういうふうに定められておりますので、これに準じるという表現でいいのではないかと思うのですが。

福原美千代委員長 沖委員の自治法の規定どおり準じるという意見と、このままでいいのではないかという意見がございました。

砂田委員。

砂田泉洋委員 自治法が最優先で効力はあるんよの。我々議員のことを決めるのであれば仲間やから申し合わせとかそんなんで決めるんやけど、各委員長さんは別もんやからよ、我々がどうこういうとか、出席を義務付けるということはできらんと思うんよの。だから自治法どおりでええと思う。委任されたら代理出してきたらその人は全権任されているのだから、責任ある発言をしてもらわなの。代理でわかりませんというのは具合わるいけど。自治法のままでええんちゃうけ。縛りはかけられへんと思うけど。

福原美千代委員長 暫時休憩します。

(休憩 10時45分)

(再開 11時00分)

福原美千代委員長 再開します。

休憩前に引き続きまして、説明員の範囲でどれを残してどれを省いていくか、再チェックしていきたいと思います。

先ほど 6番目は省いていいのではないかと。報告のときに説明するとありましたが、ほかの5つはどうですか。

登里委員。

登里伸一委員 この自治法どおりにするということで、運用的にどうするかということとは、2, 3, 4は必要ではないかと思うんですね。あとのことはもう検討内容のほかのことは、2, 3, 4を含めて書く必要はないのではないのかということに先ほどなっ

それで、委任を受けたものが出てきた場合は、できるだけ答弁をきちっといただくということで、それ以外のことは我々議会としてもできないのではないかと感じておりますので、それでよろしいのではないかと思います。

福原美千代委員長 吉田副委員長。

吉田良子副委員長 もう先ほど意見があったように、行政委員会の方の出席とかは自治法とかでちゃんと謳っているということの確認のうえにたって、意見にあった部分について、このまま載せるのではなくて、文書そのものを精査して載せるということではないのでしょうか。

福原美千代委員長 そしたらこの検討内容の項目を文書を精査して載せていくということよろしいですか。

次に、常任委員会、特別委員会のあり方について検討していきたいと思います。

小島委員。

小島 一委員 3 常任委員会はこのまま検討できると思うのですが、議運については、議長任期と関連してくるので、一概にここで切り離して考えられへんのと違うかなと思うのですよね。

3 常任委員会について、任期 2 年というのは賛成なんで、そのあたりどのように取り扱うかということやと思うんですけどね。

福原美千代委員長 砂田委員。

砂田泉洋委員 常任委員会の委員の任期は 2 年にせんかといよるんけ。委員の場合よの、委員長は 1 年で再任を妨げないといよるんよの。

よそ行ったら 4 年しよるところも多いわの。

別にわしゆうたら、産建でずっとやいよる。おりたいと思ったらおれるんやからな。

福原美千代委員長 休憩します。

(休憩 1 1 時 1 0 分)

(再開 1 1 時 1 7 分)

福原美千代委員長 この任期について、条例どおりでいくか、条例改正していくか。

中村委員。

中村三千雄委員 任期をもし2年として条例を変えた場合、ほかのことについて、どんなことがひっかかってくるんですか。調査とか、そんなの言ってたけど、そんなのは関係ないの。

福原美千代委員長 議会事務局長。

議会事務局長（淵本幸男） 事務的には特段それによって事務調査が変わってくるということはないんですが、前に出ていたのは所管事務調査のあり方について、いろいろと常任委員会の項目が何点かあって、毎回、全般的なことでもなしに、もっと重点的に時間をかけて調査していったほうがいいのではないかということの中で、1年だったらどうか、とうことが出ていただけで、別段、それによって何かに支障があるというようなことではないのかなと。

ただここで常任委員会と議運というところがあるので、今は現状の条例は常任委員が任期が1年ですよと、議運は常任委員会に準ずるというかたちになっています。ということで1年ということになっとるわけなんです。

福原美千代委員長 中村委員。

中村三千雄委員 ということは、2年にした場合は、全体的な議会運営委員会の選出は1年で、ということはそれを2年にすることによって議会運営委員会も条例を改正しないといけないということやね。

福原美千代委員長 議会事務局長。

議会事務局長（淵本幸男） 今、議会運営委員会は準ずるということになっています。仮に、常任委員会は2年ですよと、議会運営委員会は1年やと、いうことになれば準ずるものを変えれば可能になると思います。

福原美千代委員長 中村委員。

中村三千雄委員 ということは、条例を制定しないといけないということですね。

福原美千代委員長 砂田委員。

砂田泉洋委員 局長ちょっと聞きたいんやけど、1年では調査ができない短いことを書いてあるんよの、意見よの。

1年経ってまた勉強したいと、希望すればおれんねかの。別に変える必要はわしはないように思うんやけど。何じゃもう一年おらしてと言ったら、それはあかんとかいわんと思うけど。

ひとつ聞きたいんやけど、常任委員会2箇所に席をおくというのはこれはあかんの。

福原美千代委員長 議会事務局長。

議会事務局長（淵本幸男） 地方自治法ではできるんですが、運用的にはやっていません。他のところでは、東播・淡路なんかで、西脇市なんかで複数でなっているかと思えます。

この前に鳴門市行ってきたときに重複してなれるということで、予算決算の特別委員会も常任化して、常任委員会に位置づけて普通の常任委員会にも属して、その決算予算の常任委員会にも属するという法律的に可能になったと。それは変則的ですけど、だいたい2つ属するということになれば、議員さん全員が2つずつということに当然なってくるんやな。好きな人だけ入るということになれば、委員構成が変わってくるので、入る場合は必ず1人の方が2つの委員会に入るというのが基本となっています。

福原美千代委員長 砂田委員。

砂田泉洋委員 自治法だったら必ず1つ以上の常任委員会に所属すると書いてあるわの。そうか、やっぱり全員が。

福原美千代委員長 登里委員。

登里伸一委員 今回の件ですが、会派の構成が変わってきまして、委員会のメンバーも会派制で出してきた者たちですから、2年にしておりますと、かえってなかなか動きが取れなくなるのではないかと点も考えられると思うのですが。

福原美千代委員長 砂田委員。

砂田泉洋委員 蓮池委員も最初いよったように、議長も4年間やるのがほんまは普通やと思うんよの。今、言葉悪いけどたらいまわしみたいなもんよの。これによって会派間の揉め事はよく起こっている。ほんま言ってたら議長、副議長でも4年間というのが原則といえば原則やけどの。

福原美千代委員長 採決をとりたいと思います。現状維持で1年でいいという方。挙手をお願いします。

(挙手多数)

そしたら現状維持ということで。

次に特別委員会の設置のあり方について。

砂田委員。

砂田泉洋委員 さっきいったように広報広聴だけ、えらいのはわかつとるんやけど、特別に議員は1回は経験しないとイケないと言ってたけど、広報だけ特別視するというのはどうかと思うし、役目の済んだような特別委員会、どれとは言わないけどあるように思うんよ。年に2回か3回かしよるかわからんけどよ、目的終わったらやめていかないかんとおもうわれ。ほかにもすることようけあるしよ。

福原美千代委員長 中村委員。

中村三千雄委員 基本的には砂田委員の意見と同じです。ということは、特別委員会は結論出たら解散するのやから、常任委員会でないんやから、ただ、今回の総合防災については、今期は置くということで置いているんやけど。

今度、新しく決まりますんで、特別委員会は期間内において結論を出せる委員会にしてもらうということを基本として、私は総合防災とかそんなのは廃止して、やはり基本的には常任委員会の活動を活発にし、審議を深めるということが特別委員会、総合防災なんかは総務にも産建にもかかってやっている。それで執行部もそのために来ておんなじようなことをやっておる。

それよりもすっきりと常任委員会で集中審議して徹底的にやってもらうという基本をきちんとうたっておいたら、今度するときにはその配慮ができるんじゃないかなと。

ただ、広報広聴特別委員会は置かなければいけないと。

そのときは、申し合わせというか、全員がやっぱり参加できる気持ちをもっていただくというぐらいでしとかなんだら、もうみな逃げていくことが多い。私もやりましたけど、ややこしいということがあるんで。

参加できるような形をとっていくというぐらいのもんでいいんちゃいますか。文書とかしなくても、委員長の報告の中でそういうふうな意見がありましたぐらい付けといたらいいんと違うんですか。

福原美千代委員長 蓮池委員。

蓮池洋美委員 局長、広報広聴の場合と、今のここの委員会のような状態と内容が違うと思うんよの。例えば、広報広聴が常任化できへんのけ。

福原美千代委員長 議会事務局長。

議会事務局長（淵本幸男） 常任会としての位置づけもしているところもあるかと思えます。任意的な組織のところもありますし、特別委員会として設置しているところもあります。

いろいろやと思うのですが、どっちかいいましたら、ずっとあるわけですから。ただ、広報という部分だけでなく広聴という部分もあったりしますんで、そこらへんの考え方が特別委員会になじんでいるのかなと思うんですが。

福原美千代委員長 小島委員。

小島 一委員 今回の広報広聴特別委員会といたら、各常任委員会の意見を反映するというので、その中から何人が選ばれて出てきているんですが、会派の割りもあるんですが、常任委員会化してしまったら、全員が複数の常任委員会に在籍しないといけないという問題が出てくるのですが、自由度から言えば、ほんまに特別の特別になるのかもしれないけど、そういうかたちで置いておくほうが動きやすいと思うんですけど。

議会事務局長（淵本幸男） 蓮池委員。

蓮池洋美委員 特別委員会としての常任化できれば、特別委員会としての結論も出やすいと思うんやけど、それが難しかったら但し、というものをもうけらなしゃないとの。

福原美千代委員長 砂田委員。

砂田泉洋委員 常任委員会化してもおかしくないし、よそ行ってもいっぱい常任委員会2つのところもあるし、4つも5つもあるところあるし、別に常任委員会にしてもおかしくないと思う。

来期ぐらいからしようとしたらできる。4つの常任委員会にしようと思ったらできるし。

それで、常任委員会にした場合は、今と違って、わし行きたいというのが議員のなかで結構出てくるんと違うんけ。

広報広聴常任委員会でもいいんと違いますか。やりがいもあるんじゃないですか。

福原美千代委員長 休憩します。

(休憩 11時32分)

(再開 11時35分)

福原美千代委員長 再開します。

広報広聴委員会は常任委員会化して、各今までの3委員会から3名以内の委員を出すということで、それでよろしいでしょうか。

出田委員。

出田裕重委員 意見ですが、前々からいろんな方が言っているんですが、広聴の部分で議会改革の委員会で広聴の部分で取り組んでいくのはもちろんですが、調査が終了したら消滅するらしいので、広報広聴のほうの広聴をね、今9名ということで案が出ておりますが、もしそういうふうになるのであれば、議会だよりの編集だけでなしに、今市民参加ですかね、議会改革でもやっていますけど、この辺を入れていくべきではないかと思しますので。そういう流れで進めてほしいと思います。

福原美千代委員長 次に予算決算特別委員会のあり方について。

砂田委員。

砂田泉洋委員 わしも前からいっているとおり、予算決算特別委員会は全員が対処するというので、全員が参加するというのでお願いしたいのですが。予算委員会、決算委員会と分けずに、全員が予算決算特別委員会の委員になるということ。

福原美千代委員長 賛成の方。

予算決算特別委員会は全員が入るということでよろしいでしょうか。

小島委員。

小島 一委員 ここの検討事項に入っていないのですが、予算決算でもほかの議案でもそうなんですが、いったん上程して提案説明して再度またそれぞれ委員会であるとかで、再度また上程して提案説明というのを重ねてしてるんやな。時間がやな。一回本会議場で提案説明を何べんもいるんかなという気がするんやけど。

これはここで検討すべきことかよくわからんのやけど。

福原美千代委員長 休憩します。

(休憩 11時40分)

(再開 11時44分)

福原美千代委員長 先ほどの小島委員からの意見ですけれど、ここへ新しく付け加えますか。

議会事務局長。

議会事務局長(淵本幸男) これも予算決算特別委員会の提案理由は省略したかたちで委員長が諮って、省略しておると。各常任委員会の際の提案理由については、一応現状は説明していただいております。それも諮っていただいておりますので省略ということ。

福原美千代委員長 次に調査の進め方についてに入らせていただきます。

蓮池委員。

蓮池洋美委員 2番目の議会として予算要求に正副議長が関わっていく必要があるというのが若干おかしいように思うんですけど。議長と副議長のあり方については、基本的に違うんですよ。例えば、議長と議運の委員長が係わっていくとかいうのだったら分かるんですけど、副議長というのは議長の代理やからな、補佐する役ではないからな、これを正副という表現は書かなくてもええように思うんですけど。

予算をしっかりとってもらおうというのは書かなくてもええわの。議長の認識のもとに事務局がよく思ってもらってたらそれでいいだけのことやから。

要は予算要求するときに委員長からの意見を聞いてなにもしてという話はええにしても、いちいち書かなくても。

要は我々の一番肝心の調査権の運用をしてもらうために予算をしっかりとってもらおうということについては、二元代表として当たり前のこと。

福原美千代委員長 休憩します。

(休憩 11時47分)

(再開 11時50分)

福原美千代委員長 再開します。

ほかに検討項目はありますか。

蓮池委員。

蓮池洋美委員　　まとめを書いておくとしたら、3つ下が残って、3つ上がなしでええんと違いますか。

福原美千代委員長　　ほかの方のご意見ありませんか。
議会事務局課長。

議会事務局課長（阿閉裕美）　　調査の進め方についてですが、今言ったようなことも検討していただくんですが、もうひとつね、吉田委員も言われとったように、所管事務調査である程度委員会として、当初にテーマを決めて、そのテーマについて検討した結果を委員会で、まとめて政策提言なり、執行部への意見として委員長報告の中であるような、そういう調査の進め方についても検討していただければ、より調査した結果をただこういうことをしたという委員長報告でなくて、報告するときに効果的になるのではないかと思いますので、そういう風なことも、吉田委員言われてたので検討していただければと思うのですが。

福原美千代委員長　　どうでしょうか。いまの所管調査をテーマを決めてということですが。
吉田副委員長。

吉田良子副委員長　　常任委員会が月1回開かれていますけれど、所管事務調査の申し出表というのが、それぞれの委員会によって項目が分けられております。

前のとき申し上げたのは、その折々にいろんな市に係わることが出てきて、議員が質問するということが多いのではないかと考えております。

ですから、その折々の課題を質疑応答するということにとどまっているのではないのかなということで、総務委員会ですと1つのテーマを決めて、そのテーマを掘り下げていく中で執行部の意見も聞きつつ議会としてこういうことを市長部局に政策として実行するように申し入れをしていったらいいのではないかとということで。

ですから委員会として、それぞれの委員会で具体的な問題を取り上げて深く追求するということをしていってはいいいのではないかと考えておるんです。それがいわゆる二元代表制のひとつのあり方ではないのかなと、最近感じているので前回申し上げたのですが。

福原美千代委員長　　中村委員。

中村三千雄委員 基本的にはそれでいいと思うのですが、常任委員会を今の段階であれば毎月1回定例化してなんでもやらんといかんと、というような位置づけが私あってしやあない。今度何やるかというのじゃなしに、吉田さん言っとったように、僕は常任委員会は1か月に1回必ずしなくてもいいんじゃないかと。委員長いろいろあるけども。

その代わり、やらんなんときは集中的に1回でも2回でも3回でも何回でもやったらいいのであって、なんか定例づけてしまって、今度テーマ何にしようか、結果議事録開いてみたら、なんら前向きに実のある審議、しかし執行部全員来ていると、幹部をはじめ、担当課こないかんと、そこらも委員会の委員長なりあるけれど、基本的にそこらも踏まえた中で、定例会せいというのは書いてはありませんし、なにもありませんけれど、そういう風な審議のあり方も必要ではないかと思うんですよ。

議員にしたらいつ委員会するから始まって、何をやるから委員会をしようというところから始まっていくのがいいのではないかという気がするんですよ。

これは、それぞれ委員長なり議員の考えかたあると思うのです。私は毎月毎月なんでも決まった日に常任委員会をやるということについてはいかなものかなと思います。

新たな議員になってからやり方どうなるかわかりませんが、結果、過去の結果、議事録なり、何かおんなじようなことを2回、3回言って、何も前に進んでいない審議もあると思うんでね。なんか無駄な、執行部あんなに来て、それよりも職務専念もさすようにもっていくのもひとつの方法でないのかなと気がしますので、発言させていただきました。

福原美千代委員長 休憩します。

(休憩 11時56分)

(再開 13時00分)

福原美千代委員長 再開します。

午前中に引き続きまして、説明員についてを検討していきたいと思います。

何か意見ございませんか。

砂田委員。

砂田泉洋委員 この項目いらんのと違うかなと思う。これは必要な場合は呼べるさかいよ、これはいらんのと違うけ。会議規則にあるさかい。

福原美千代委員長 いないということによろしいですか。

次に行政視察のあり方について。視察等の報告書について。

中村委員。

中村三千雄委員　　今までやってなかったんやから、委員会のまとめで報告でいいと思います。

福原美千代委員長　　今の中村委員の意見のとおりでよろしいですか。

次に専門的な知見の活用について。

これはこれでよろしいでしょうか。

次に執行部の重要施策、議会報告の制度化について、どうでしょうか。

中村委員。

中村三千雄委員　　検討事項ですが、どのかたちで制度化するか、どこまでやるかということがはっきりしたなかで、制度化せんことには、漠然と制度化というのが何するかわかれへんで、今のところ、今日の委員会で結論を出しにくいと思うのですが。

福原美千代委員長　　議会事務局長。

議会事務局長（淵本幸男）　　これは今後また検討していただく中で、議会の基本条例の関係、その他であるわけなんですけど、これはどっちかといえば将来的にもう少し検討を、この委員会でしていただくんですけど、ちょっと先送りで、後で重点的にやっていただく項目になります。

その中に、この伊賀市なり栗山町はその基本条例の中にそれを位置づけております。位置づけの内容については、重点施策というのはこういうものですよと、報告の内容は何点か6点か7点かあったかと思えます。そういう報告のこんなこと項目について、報告を求めることにしております。

それら、基本条例の中でうたって、ということは、そうとうそこらへん検討されて、また検討された中で執行部の意見なんかを聞いて、そういうかたちで基本条例の中で定義づけたのかなというように思ったりもするんですけど、その基本的な基本条例の中に含まれてくる事項でもあるのかなと。ただ、基本条例の中にいわなくても、そのこれだけ単品で検討してもとうのも可能やと思うんですけど、他のところは基本条例の中に組み入れられとるという状況です。

福原美千代委員長　　吉田副委員長。

吉田良子副委員長　　南あわじ市で言えば、新庁舎建設の関係で市長は答申を尊重するということが今なっていますが、その中で施政方針の中で、議会に対しても説明をする

ということが書いてありますけど、具体的にどういう場面でどういう説明するのも分かりませんが、この伊賀市なんかを見たら、重要な施策を市が打ち出すときに、どういうふうにしていくのかというのはいろいろ計算、財政問題も含めて、市民合意の問題も含めて、どういう考え方があるのかということ、市として議員に示すということが必要ではないかと思います。

でないと、一般質問なり代表質問で質問したことだけにしか答弁しないということになれば、具体的にはっきりわかっていかないわけですから、先ほど南あわじ市の例の庁舎の問題を挙げたんですが、そういう政策決定過程とか、どういうふうにそれを市長が尊重したのかというのは議会に対して問題提起していくということが必要でないかと思えますので、こういう文言も入れておいたほうがいいように思います。

福原美千代委員長 中村委員。

中村三千雄委員 文言を入れるということは具体的に、こういうようなかたちで制度化するというきちとしたことをせないかんと思う。

ただ項目入れといて拡大解釈したらこんなんでなしに。私先ほどいった基本条例をきちっとやっぱり私ら作るべきやと思いますんで、その中で、明らかにこういうようなことも入れていたらいいんじゃないかと思うので、この問題についてはもう少し考えるべきでないかということです。

今ここで、どうこういうよりももう少し勉強すべきでないのかという気がするのです。そういうことで発言させてもらったので、あくまでも議会改革の目玉はやっぱり、基本条例だと私は思っておりますので、そこへ行くために、やっぱりそういうふうな過程を踏んでいく中で、今、具体化しにくいので、もうちょっと先送り、次の機会なら次の機会までにこの問題に集中してやる時はやったらいいんじゃないかなと思うのであります。

福原美千代委員長 この項目に対しては、もう少し長期的で、後でということではダメでしょうか。

蓮池委員。

蓮池洋美委員 重要事項については、先進事例を参考にし、検討していくということではないのでしょうか。

福原美千代委員長 吉田副委員長。

吉田良子副委員長 今日は結論でないですけど、今委員会の中で、熟慮高めていくと

うことで理解していくという意味ですね。

福原美千代委員長 蓮池委員。

蓮池洋美委員 参考とし、検討していくと。

福原美千代委員長 それでよろしいでしょうか。

次、議長副議長の短期交代の是正について。

蓮池委員。

蓮池洋美委員 これは以前からでも申し上げているとおり、一部事務組合、広域事務組合の議会を持っている関係上、同席する市長と議長の任期はあまりにも違いすぎると、議会としての反映がなかなかしにくいということの中から、議長は任期いっぱいいくべきであろうと思いますが。

福原美千代委員長 砂田委員。

砂田泉洋委員 ほれがほんまやと思うで。議長はほんまゆうたら任期いっぱいやるべきやと思うわ。

皆さんにいっぺん聞いて。

福原美千代委員長 任期いっぱいという意見が出ていますけど、ほかに何か意見はありませんか。

中村委員。

中村三千雄委員 基本的にはやっぱり任期いっぱい。しかし、私は2年でいいのではないかと思うのです。1年ではとても対応できないと思います。ほんま走るだけで、最低2年、最低として2年やから一応、2年で決めておいたらいいんじゃないかと思いです。

福原美千代委員長 砂田委員。

砂田泉洋委員 私は議長いっばいの4年間、副議長は2年でも1年でもいいと思うんよ。やっぱり1年やそこらやったら、少し覚えたら交代よの。ほんで、議長として一生懸命できらんとするんよ。覚えたころには交代せんならん。私は4年間と思っています。副議長は1年でも2年でもどちらでもいいと思うけど。

福原美千代委員長 議長は4年と2年との意見が出ています。副議長は1年でも2年でもという意見もありますけど。

出田委員。

出田裕重委員 あまっちょろい提案ですが、間とって2年と、1年と4年の間とって、2年と。激変緩和措置ということで、来期の方々に2年やってみてもらって、どうかということを考えてもらったらいいのかなと思ったりもします。甘い意見ですが。

福原美千代委員長 それでは今出田委員から2年という意見が出たのですが、4年か2年かで賛否とらせていただきたいと思います。

中村委員。

中村三千雄委員 あのね、確かに我々は任期いっぱいですので、10月25日がいっぱいですけど、決めておいても、現実には新しい議員さんが出てきて、選出のときにそういうような声で、議会改革で決めとるけど、これについてはいかなものかということで、決める場合もあると思うんよ。ほんまに。

それが生かされるようにしておかなければいけないという意味から、私は2年というのを提案させていただいたのであって、4年やって、それで新しい人出てきて、1年にせんかという話になるかもわからん。

だから我々ここで議会決議したところであっても、我々何度もそんな経験しておりますんでね、決めていたって、新しい人で決めらんかということがあるので、私は2年というのを提案させていただいたんですが、それが妥当ではないかと思うのです。

福原美千代委員長 沖委員はどうでしょうか。

沖 弘行委員 正副2年でどうかと思います。

福原美千代委員長 登里委員はどうでしょうか。

登里伸一委員 基本的には4年でしょうが、やはり議長やりたい人もたくさんおいでるので、その点を考慮せんといかんと考えますので、2年が最高の期間ではないかと思っています。

福原美千代委員長 そしたら2年ということで。副議長も2年で。

中村委員。

中村三千雄委員 全協で案として出して、全協で了解をもらったあとで、変えていくという。

福原美千代委員長 次に議会役員の選出方法について検討していただけたらと思います。

中村委員。

中村三千雄委員 現状とか、後のやつのもとはほっといて、この1番の該当規定等の中でうたわれとるとおりしていったらいいんと違いますか。立候補する推薦人の有無、どうするかとか、所信表明の持ち時間、質疑の有無、これはそのつどこで位置づけんとか、残しておいたらやろうと思ったらやれるんやから、公開の有無を協議する必要があるといたら、協議してやったらいいんと違いますか。

ほやから1, 2, 3をやってもなんら問題がないと思うので、私はこのとおりやってもいいと思います。このとおり。

福原美千代委員長 吉田副委員長。

吉田良子副委員長 ですから、該当規定に書いてある下の1, 2, 3を実施するというのでいいのではないですか。ただ、私は立候補するのに推薦人の有無というのは、推薦人がなくても立候補できるということでもいいのではないかと思うのですけどね。

福原美千代委員長 中村委員。

中村三千雄委員 ほれだったら、これは残しておいて、そのとき、有無をほんならいらんにせんか、3人出さんかとか、これを書いておくことによってその対応ができるのであって、この対応でしたらいいんと違いますか。

福原美千代委員長 次に市民参加について。

意見交換していただいて、まとめるところはまとめていくようにしていきたいのですが、最初に検討事項の出前講座、懇談会、報告会について、意見交換していきたいと思いません。

蓮池委員。

蓮池洋美委員 広報広聴特別委員会のほうでもなんか前向きなまとめをされとるといふふうに情報として聞くわけで、たまたま委員長はそこにおられるので、急遽委員外議

員の招集していただいて、入って、そこらで意見を聞きたいと思うのですが、皆さんに諮ってもらえへんけ。

福原美千代委員長 皆さん、今の蓮池委員の発言に対して、どうでしょうか。
休憩します。

(休憩 13時25分)

(再開 13時35分)

福原美千代委員長 再開します。

委員外議員の要請をと、蓮池委員からの意見がありましたが、皆さんそれでよろしいですか。

委員外議員として、広報広聴特別委員長を迎えております。

出前講座、懇談会、報告会について、検討していきたいと思います。

吉田副委員長。

吉田良子副委員長 この現状のところで、議員定数等調査特別委員会、蓮池委員長さんの元で市民懇談会とか研修会が開かれたということが載っております。

あれは、呼びかけの中でかなり参加者もあったかと思っていますので、ああいう機会というのは大変良かったのではないかと考えておりますので、どういう元であるかというのは、これから調査研究がいるかと思っていますので、名前はどのような名前にするかというのもあるんでしょうが、こういうのを今後行っていくというのでいいんじゃないでしょうか。

常任委員会であるのか、議員全員であるのか、工夫とか、年何回するとか、いろんな取り決めは必要になるかと思っていますけど、基本的にするというのでいいと思います。

福原美千代委員長 中村委員。

中村三千雄委員 これは私もやはり広報広聴常任委員会にしたという大きな目標は、この市民参加については、この委員会に集中してやっていただいて、その都度、全員参加するとかそれぞれの委員長参加とかそんなかたちでやって、一応常任委員会の議会広報広聴常任委員会の1つの主たるもので、広報の発行、出前講座、懇親会、報告会についてをひとつの所管事務調査として、ひとつの所管事務調査として、専門的にやっていただくというかたちで、ここへ絞ってやっていただくのがいいんじゃないかなと思います。

そんでなかったら常任委員会をこしらえた目的というのが薄らいでしまうと思うので、特にこの出前講座とかがひとつの調査目標の主管であると、広報発行と出前講座と懇談会、報告会。これは委員会でやるということで、その委員会で十分検討いただいて、その趣旨を生かしていただくと。

出前講座の1番は、その中で位置づけしておいたらどうですか。

福原美千代委員長 蓮池委員。

蓮池洋美委員 今、中村委員のほうからも話があったわけなんです、そういうことながらについて、広報広聴でそこへ枠をはめ込んでいくと、というようなことにしたとしても、今の広報広聴のあり方からみよって、そういうふうなのが妥当なのかどうかというも意見として聞かせていただいて、例えば、どこですかということについては、先に申し送っておいて、相談してもらおうということにするのか、今回、そこまで行ってしまうのか、意見を参考に聞かせていただきたいのですが。

福原美千代委員長 蛭子委員長。

蛭子智彦委員長 伊賀市でやられている出前講座、あるいは議会報告会、これは議会基本条例の中で謳っているとなっているんですね。これは広報広聴委員会よりももっと大きな枠組みの中で理解ができるのではないかと思います。

広報広聴委員会としての委員会活動として、出前講座なり、広聴活動アンケート活動なり、ということについてはできるのではないかと思います。ただ全議員の皆さんにこういう段取りからということ、というのは広報広聴委員会には少し荷が重い部分があるのがあるのかなと、いうことは思います。

私たち出てきて思うのは、議会が全体として出前講座するとしたらここへどなたか行きましょう、ということは議長が采配をしてもらって、この地区はこうだとか、この月はこうだという段取り方は、全体としては議会全体として取り組んでもらうのがいいのかなと思います。

いろんな意見を吸収する場、例えばアンケート活動に取り組んでみるとかは、こういうのは広報広聴委員会でやるのは、手に乗るかなという印象はあります。

これは議会運営委員会でもおそらく、伊賀市のほうにも調査研究にいておられるとおもうので、そのあたりの考え方もあろうかと思いますので、僕たちからみた広報広聴委員会と見たときにはもっと大きい枠組みのなかで捉えていただければありがたいなと思います。

福原美千代委員長 砂田委員。

砂田果洋委員 やるということでええねんけど。細かいこと決めていかんといかんのやけど、出前講座にしてもどこでやってもかまんということではいかんと思うのよ。小学校区単位の公会堂とか、そういうこと決めといたらんとよ。どっかの宴会場でやるかということもされても困るしよ。

福原美千代委員長 そしたらやるということで、出前講座に関しては、公開のあり方、議長交際費について。
吉田副委員長。

吉田良子副委員長 これは交際費がこうで、それをどう公開するかとう話ですから、市の議会のホームページなり、議会広報などに載せたらいいという話ではないんでしょうか。

福原美千代委員長 公開するということで。
次、政務調査費について。
小島委員。

小島 一委員 これは請求があったら公開してるんよね。
どの部分までするかよの。頭だけなのか、全部してたら相当な事務の手間がいると思うんよな。表紙だけで、収入なんぼ、調査旅費になんぼという方法やったら簡単にできるわの。

福原美千代委員長 中村委員。

中村三千雄委員 それで市民から請求があればそれに対して具体的に報告したらええだけであって、請求書見たい方はどうぞということで。

福原美千代委員長 議会事務局長。

議会事務局長（淵本幸男） この2件については、公開する中身、次回検討してもらえますかね。いろいろ参考に資料を寄せておきますので。
公開するといっても公開の中身のね、次回そういうことで。

福原美千代委員長 次、広報広聴について、検討内容の議案に対する各議員の対応の公表について。

吉田副委員長。

吉田良子副委員長　先ほど広報委員長からも話がありましたけれど、伊賀市の広報が具体的にどういう風になっているのか、皆さんに分かれば、分かりやすいと違いますかね。全員賛成の分までいちいちこうしているのか、というのみなに共通理解してもらったほうがいいのと違うのかなと思うのですが。

福原美千代委員長　休憩します。

(休憩　13時45分)

(再開　14時00分)

福原美千代委員長　再開します。

蓮池委員。

蓮池洋美委員　この問題については、基本条例に組み込まれるという要素が多分にあるので、要は望ましいということしか、あんまりでないのかなと思うんよな。

このあたりについては、基本条例をできるまでのうちにできるものがあるとしたら取り組んでいくということを主眼でもっていたらと、あんまり踏み込んで中に入っていけるような要素は少ないように思うので。

福原美千代委員長　中村委員。

中村三千雄委員　つかみどころのない論議になってしまったらいかないので、基本的には基本条例がひとつのベースになると思うんやけど、いま言われたように、ほんまにできるところをチェックしていくというかたちで、こういかなしゃないと思います。

深入りして、どない位置づけるというのは難しいところがあるので。

福原美千代委員長　蛭子委員。

蛭子智彦委員長　なんぼか広報広聴委員会としてやってほしいという中身があるところがありますので、それを今思っていますのは、ひとつはインターネットで録画配信をするということですね、事務局なり情報課なりと詰めていきたいと思っています。

それと先ほどの態度の表明についてですが、できればいいのですが、その了解を全議員の了解をとるというのは難しいのかなあということもあるので、再度、議運なりに、こ

この意見としてはどうなのかというのをお聞きして、やれというならば議運に依頼する、事務局に依頼する。

ちょっと全体的な基本条例できてからということであればそれはそれで意向については尊重したいというところがあるんでね。だから、もしできるのであれば取り組んでいきたいんですが、もうちょっとまてよということであれば待つと。

録画配信のような過去にさかのぼって、いつでも見られる状態にするのは大事なのかなというのは、一般質問でもですね、一回放送したらそれで終わりなんですよね。そやけどあの時どうやったかというのを再度見てみたいとかね、ということもあると思いますんで、それはすぐに取り組んでいきたいということと、あと常任委員会にゆだねてもらえるということであれば、広聴活動などについての具体的なものを次期の広報広聴委員会の中で実践をしていきたいと。アンケートとるとか、議会報告会として取り組んでもらえるように議運にもお願いし、議長にもお願いしていくと、実践をしてもらうということから始めてみようかなと思ったりもするんですが。そのあたりご了解いただければと思うのですが、どうでしょうか。

福原美千代委員長 蓮池委員。

蓮池洋美委員 そうというような要望指摘があるわけですから、どっちみち今期は使えることはないけど、次の機会から基本条例ができるまでの間に、実行できるものとして、当然、起立表決にしても、今の事務局の体制でそういうことができるのであれば、もうそういうことにすると、いうことまで下していいように思うのですが、事務局どないで。

福原美千代委員長 議会事務局長。

議会事務局長（淵本幸男） これもいろいろあるかと思います。先ほどおっしゃっていた起立採決でそれを伊賀市のようなかたちでやっていくこともあるかと思うのですが、一方では重要な案件については、もう記名投票でいくとか、そんなことをもしできるのであればそういう部分は完全に公表していくのに間違いはまったくないといえるし、そこらへんのどこまでの、方法はいろいろあると思うんですが、そういう方法も検討いただければと思うのですが。

福原美千代委員長 蓮池委員。

蓮池洋美委員 今事務局がいよるようにその部分について、やらなんたら時間がなんぼあっても足らんとする。当然、その案件によっては投票ですということも当たり前のことやから、されたらいいと思うのですが、基本的に議員である以上、その意思がは

っきり表れるというのはいいことであって、投票にしても本来無記名というのはおかしい話であって、はっきり自分の態度は人に示されるようなものでないとあかんと思うので、それは当然ものによっては記名投票するということやけど、大方の分については、起立採決でやっていくにつけて、今の事務局の体制でできるだけミスのないようなことはできるのかどうか。

全協で意見を聞くにしてもこの委員会としては当然こうすべきやということで、まとめとして出さないといけないのかなと思います。

福原美千代委員長 議会事務局長。

議会事務局長（淵本幸男） 無理ということはないと思います。

起立採決でやっていくとするならば、起立採決をもう少しはっきりと採決のときに表現してもらおうということを徹底していただいたかたちですれば、確認に大きな事務量がいることではないと思うのですが。

福原美千代委員長 出田委員。

出田裕重委員 この一般質問の録画配信ですが、だいぶ前向きな話なんですけど、今の状況を教えていただけますか。

福原美千代委員長 議会事務局長。

議会事務局長（淵本幸男） インターネットによる議会の録画配信については、一般質問だけでなしに、全部やというのが基本やと思うのです。ただ全部をやるというのは情報課と確認したら400万円程度の経費がかかってくるということです。

一般質問だけやりますよと、いった場合は今ケーブルテレビで録画で3回放映しています。それを元にして、インターネット状の映像に変換をして、なおかつ、見出しがいきます。ずーと続いてでなしに、検索して、この人のやつももういっぺん見てみたいなというやつをできるような状態に編集し直すと。その編集は職員でできるようです。

ただ、1時間の放映をしようと思ったら、その編集に情報課がいうには3時間編集しないとできないと。今、10人の方が一般質問して、10時間あったら30時間ほどの編集する時間があると。それはどうしても情報課なり、ケーブルテレビのほうで、そんなかたちの分を事務的にできないで、ということは聞いていますので、事務局のほうでそのような編集をしないとイケないということです。

可能は可能ですが、手間をかけないといけないということです。ただ、一般質問だけです。いろんな本会議すべて録画配信ということにはそれをしていたら経費部分も出てき

ますので、今のシステムではちょっと無理です。

福原美千代委員長 小島委員。

小島 一委員 この委員会はインターネット配信していますが、これは議会の責任でやっていることやから、これをファイルしておいて、議会のホームページにずっと流す、何委員会というふうな見出しだけ付けておいたら、それでクリックしてそこへフォルダの中へためておけば自由に見れるんでは、そない手間かかるものではないのでないかなと思うのですが、どないですか。

福原美千代委員長 蛭子委員。

蛭子智彦委員長 録画は改めて変換したら、録画しておけば同時にできるので、そんなに難しい話でないと思います。それで、例えば、調子が悪くインターネット上にその人の分が残らなかった、あるものをもう一回編集したらいけるし、3時間かかるというのは機械にかけて3時間かかるという話で、1時間のものをファイルを変換するというのは全部コンピュータが全部やるんで、そこに座ってなくてもいい。

だから川添さんとかなれた人が触ったらいい話で、そんなに大変ではないのかなと思います。実際やってみて、そんなに大変なことではないので、可能でないかと思います。

福原美千代委員長 議会事務局長。

議会事務局長（淵本幸男） このたび、ホームページをいろいろ改良して、そういうような録画の部分を見れるような状態にシステムを変更したと、その中にこれも入れるというのが経費的にいらないと。ただ容量の関係で、新しくサーバをもう少し、容量の大きいサーバに変えていかないといけない部分も出てくるかも分からないと。

ただ一般質問だけであつたら今の状態の中で編集の手間さえかければいけるのではないかなということです。

福原美千代委員長 市民参加については、これで終わります。

次に管外調査について。

休憩します。

（休憩 14時20分）

（再開 14時25分）

福原美千代委員長 再開します。

次の委員会は5月28日ということで。

吉田副委員長。

吉田良子副委員長 今日は大変昼から暑い中ですが、ご協議いただきました。

少し見通しができたのかなというふうにも思っております。

また次回よろしくをお願いします。

これで閉会とさせていただきます。

(閉会 14時30分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成21年4月7日

議会改革特別委員会

委員長 福原美千代